

行政経営会議 事案書

開催日：令和6年10月24日（木）

担当課：環境施設農政部 下水道経営課

件 名：大和市下水道経営計画の改定について

提出理由：大和市下水道経営計画の改定にあたり、素案の内容について了承を得るため

内 容：

1. 大和市下水道経営計画とは

- ・国からの要請により策定する計画。
- ・本市の下水道事業に関わる各事業計画に基づき、10年先までの収支を算定し、独立採算による健全経営とするための基本方針等を示すものの。

2. 背景等

- ・国は、公営企業に対し、策定した経営計画について5年以内に見直しを行うことを求めている。本市の経営計画は令和2年3月の策定から5年が経過することから、改定を行う。

3. 計画改定の基本的な考え方

- ・「第10次大和市総合計画」に則し、各関連計画と整合を図るとともに、県の計画及び施策を踏まえる。
- ・住民生活に必要な下水道サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、独立採算による健全経営を目指す内容とする。
- ・物価上昇や脱炭素社会への取り組みなど、新たな社会情勢を踏まえ、最新の将来予測を反映する。

4. 改定後の計画の概要

(1) 計画期間

- ・令和7年度～16年度（10年間）

(2) 現状と将来の見通し

- ・下水道施設は、污水整備がほぼ完了し、雨水整備も7割近くまで進んでいるが、供用開始から54年が経過し、老朽化と耐震化への対応が求められている。
- ・経営環境は、下水道使用料の減少と污水处理費の増加が見込まれ、厳しくなる見通しとなっている。

(3) 経営目標等

- ①経費回収率100%以上の達成及び維持
- ②老朽化対策の推進
- ③広域化・共同化及び民間活力の活用の推進
- ④防災、減災対策の推進
- ⑤GX（グリーン・トランスフォーメーション）実現に向けた取り組み

(4) 収支計画

収支計画は以下の考え方にに基づき算定する。

①支出について

- ・これまでの事業に加え、汚泥有効利用施設の建設に係る経費及び、供用開始後の維持管理費を反映する。

②収入について

- ・下水道使用料は、令和7年4月の使用料改定後3年毎の改定を予定する。
- ・企業債の借入れは、建設改良事業を計画的に実施し、企業債残高が増加しないように努める。
- ・一般会計負担金は、国が示す基準に基づく基準内負担金とし、屎処理費などの一般会計事業分の基準外負担金とする。

(5) 進捗管理と見直し

- ・収支計画と決算の乖離を検証し、経営状況进行分析することで進捗管理を行う。
- ・社会情勢の変化などに対応するため、5年ごとに計画を見直すことを基本とする。ただし、社会情勢の大きな変化や計画と実績の乖離が著しい場合、適宜見直しを行う。

経 過

R2. 3 現行計画策定

今後の予定

R6. 12 下水道運営審議会で説明、意見聴取

R6. 12 意見公募手続

R7. 3 計画改定